

町職員給与の現状を紹介します

1. 人件費の状況(平成24年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (H25.3.31)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
21,497人	11,850,754千円	440,801千円	1,946,614千円	16.43%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

2. 職員の給与の状況(平成25年度一般会計当初予算)

職員数 (A)	給 与 費				一人当たり給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
227人	849,162千円	118,840千円	303,729千円	1,271,731千円	5,602千円

※職員手当には退職手当を含みません。

3. 職員の平均給料月額、平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

一般行政職		単純労務職	
平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
311,898円	43.1歳	299,178円	51.9歳

4. 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	決定初任給	採用2年経過日 給 料 額	国	
			決定初任給	採用2年経過日 給 料 額
一般行政職	大学卒	172,200円	184,200円	184,200円
	高校卒	140,100円	148,500円	148,500円
単純労務職	高校卒	137,200円	145,500円	

5. 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成25年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	234,600円	279,100円	339,700円
	高校卒	216,300円	240,600円	290,100円
単純労務職	高校卒	— 円	216,300円	258,200円

6. 一般行政職の級別職員数の状況(平成25年4月1日現在)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な 職務内容	主 事	主 任	主 査	所長・班長 園長・上席主査	次長・課長 室長・局長・参事	主 幹	
職員数	10人	22人	47人	38人	16人	0人	133人
構成比	7.5%	16.6%	35.3%	28.6%	12.0%	0.0%	100%

7. 職員手当の状況(平成25年4月1日現在)

■期末手当、勤勉手当の支給割合

(平成25年度支給割合)

	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	0.675月分
12月期	1.375月分	0.675月分
計	2.60月分	1.35月分

※職務上の段階、職務の級等に応じ、5%~15%の加算措置あり

■退職手当の支給率(平成25年度支給率)

	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.860月分
最高限度額	55.86月分	55.860月分

■特殊勤務手当(平成24年度)

職員全体に占める手当支給職員割合	3.0%
支給対象職員1人当たりの 平均支給年額	17千円
手当の種類	町税徴収事務(屋外勤務) 防疫等作業従事

■時間外勤務手当(平成24年度)

支給総額	35,688千円
職員1人当たりの平均支給年額	168千円

■扶養手当、住居手当、通勤手当の月額

扶養手当	配偶者	13,000円
	配偶者以外の扶養親族	6,500円
	配偶者がいない場合1人目	11,000円
	満16歳年度当初から 満22歳年度末まで(加算)	5,000円
住居手当	借家(最高)	27,000円
通勤手当	交通機関等利用(最高)	55,000円
	交通用具(自動車等:最高)	38,100円

町では、町民の皆さんに町職員の給与等の実態を知っていただくため、毎年その状況を公表しています。

町職員の給与は、人事院の給与と勧告および国や地方公共団体との均衡を考慮しながら、町議会の審査を経て条例で定めることとなっています。

ここでは、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例により、平成25年4月1日現在で行われた地方公務員給与実態調査に基づいて、一般行政職の給与を中心にその概要をお知らせします。

8. 特別職の報酬等の状況

■給料、報酬(平成25年4月1日現在)

給料	町長	月額	796,000円
	副町長	月額	595,000円
	教育長	月額	534,000円
報酬	議長	月額	288,000円
	副議長	月額	264,000円
	議員	月額	255,000円

■期末手当の支給割合(平成25年度支給割合)

町長 副町長 教育長	6月期	1.425月分
	12月期	1.475月分
	計	2.90月分
議長 副議長 議員	6月期	1.425月分
	12月期	1.475月分
	計	2.90月分

※期末手当は『美郷町町長及び副町長の給与及び旅費に関する条例』
『美郷町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例』
『美郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例』に基づき、次の算定方法で支給されます。

給料・報酬×1.15×期別支給割合×在職期間割合

9. 給与指数

地方公務員の給与水準を表すものとして、国家公務員行政職を基準として地方公務員一般行政職の給与をラスパイレズ指数で表したものです。

国家公務員の給与を100とした場合、美郷町一般行政職の給与指数は次のとおりとなります。

カッコ内の数値は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

平成22年4月1日現在	92.9%
平成23年4月1日現在	92.1%
平成24年4月1日現在	100.3%(92.7%)

10. 定員管理の取り組み

平成23年度を基準年度とし、目標年度を平成28年度と設定。職員数を241人から13人削減(削減率5.39%)し、228人とします。

11. 職員数の状況(各年度4月1日現在)

単位：人

部門	区分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		職員数	前年比	職員数	前年比	職員数	前年比	職員数	前年比	職員数	前年比
普通会計部門	議会	3		3		3		3		3	
	総務	63	9	50	△13	47	△3	45	△2	43	△2
	税務	13	△2	12	△1	11	△1	11		12	1
	労働										
	農水	18	△3	19	1	18	△1	17	△1	16	△1
	商工	8	△2	9	1	10	1	10		10	
	土木	13	△1	14	1	13	△1	13		14	1
	民生	55	△4	55		51	△4	51		50	△1
	衛生	13	△2	13		12	△1	12		12	
小計	186	△5	175	△11	165	△10	162	△3	160	△2	
教育	62	△5	64	2	61	△3	64	3	58	△6	
公営企業等 会計部門	水道	3		2	△1	3	1	2	△1	2	
	下水道	2		2		2		2		2	
	その他	6	△1	7	1	8	1	8		8	
	小計	11	△1	11		13	2	12	△1	12	
総合計	259	△11	250	△9	239	△11	238	△1	230	△8	

※「職員数の状況」には、「6.一般行政職の級別職員数の状況」欄の一般行政職のほか、税務職、栄養士、保健師、保育士、幼稚園教諭、単純労働職が含まれます。

12. 職員の福利厚生事業の状況(平成24年度)

町では、職員の福利厚生を目的として美郷町職員互助会が組織されておりますが、会員掛金のみで運営し、右の事業を行っています。

会員数	233人(H25.4.1 派遣職員含む)	
会員掛金	金額	1,809千円
	掛金率	給料月額×2/1000
町負担金	金額	—
	負担金率	—
主な事業内容	給付金事業、親睦会補助事業、職員支援事業、レクリエーション大会実施等	

※互助会には、「11.職員数の状況」欄の職員のほか特別職が加入しています。

13. 秋田県人事委員会の報告事項

町では地方公務員法に基づいて、職員の勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分についての不服申立ての審査等について秋田県人事委員会に事務を委託しています。

- ・勤務条件に関する措置要求の状況 …… 平成24年度該当なし
- ・不利益処分に関する不服申立ての状況 … 平成24年度該当なし

職員給与の公表に関するお問い合わせ先●町総務課 総務班 ☎0187(84)1111